

## 首都高速道路公団法第35条第2項の規定による監事の意見

首都高速道路公団法第35条第1項により作成された平成14事業年度の財務諸表（財産目録、貸借対照表、損益計算書）及び予算の区分に従い作成された平成14事業年度の決算報告書については、その計数・内容の適否等につき諸帳簿及び証拠書類に基づき監査した結果、会計諸規程等に準拠し、適正に処理されて作成されたものと認める。

平成15年6月2日

首都高速道路公団  
監事 篠原弘志

